

議案第 14 号

君津市飲料水供給施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市飲料水供給施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 11 月 28 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

かずさ水道広域連合企業団が実施する水道料金の改定を踏まえ、飲料水供給施設における基本料金及び水量料金を改定するため、君津市飲料水供給施設の設置等に関する条例(昭和 52 年君津市条例第 9 号)の一部を改正しようとするものである。

君津市飲料水供給施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

君津市飲料水供給施設の設置等に関する条例（昭和52年君津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1基本料金（2箇月について）の表中「1,800」を「2,070」に、「3,600」を「4,140」に改める。

別表第1水量料金の表中「120円」を「138円」に、「205円」を「236円」に、「234円」を「269円」に、「336円」を「387円」に、「365円」を「421円」に、「402円」を「463円」に、「440円」を「507円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の君津市飲料水供給施設の設置等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る料金から適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。

3 施行日前直近の定例日の翌日から施行日以後直近の定例日までの間における使用に係る料金は、施行日前の使用日数及び施行日以後の使用日数に応じて、日割りにより算出する。この場合において、各々算出した料金の合計額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

君津市飲料水供給施設の設置等に関する条例新旧対照表

改正案				現 行			
別表第1（第8条） 基本料金（2箇月について）				別表第1（第8条） 基本料金（2箇月について）			
口径(mm)	13	20	25	口径(mm)	13	20	25
料金(円)	2,070	2,070	4,140	料金(円)	1,800	1,800	3,600
水量料金				水量料金			
使用水量		料金		使用水量		料金	
1～20m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	138円		1～20m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	120円	
21～40m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	236円		21～40m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	205円	
41～60m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	269円		41～60m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	234円	
61～100m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	387円		61～100m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	336円	
101～200m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	421円		101～200m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	365円	
201～500m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	463円		201～500m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	402円	
501m <sup>3</sup> 以上	1m <sup>3</sup> につき	507円		501m <sup>3</sup> 以上	1m <sup>3</sup> につき	440円	